

その3. 水道は区営ではないの？

お父さんとお母さんは、いろいろと考えたすえに、都内のC区にある新築マンションを購入することにしました。

歩くん一家は、いよいよマンションに引っ越しです。
お母さんは、水道開始の連絡をするため、連絡先を調べました。
すると、東京都水道局が連絡先になっています。

春日部市に住んでいたときは、水道のことは市役所をお願いしていたわ。埼玉県ではなかったわね…。
C区では、東京都水道局をお願いするのね。
区役所ではないのかしら？



(1) 特別区の地域では都が水道事業を経営

通常、水道事業は、市が行っていますが、お母さんが問い合わせ先を見て知ったように、特別区の地域では、東京都が水道事業を行っています。

水道のことは、水道法に定められています。水道法では、水道事業は原則として市が経営すると定められ、市の同意がある場合にだけ、市でなくとも行うことができます。

ところが、水道法の中に、特別区に関する特例の規定があり、特別区の地域では、東京都が、まるで市のように、水道事業を経営することになっているのです。

【 水道法 】

第 6 条 第 2 項

水道事業は、原則として市町村が経営するものとし、市町村以外の者は、給水しようとする区域をその区域に含む市町村の同意を得た場合に限り、水道事業を営むことができるものとする。

第 49 条(特別区に関する読替)

特別区の存する区域においては、この法律中「市町村」とあるのは、「都」と読み替えるものとする。

都が水道を
経営する根拠



－ 多摩の地域も都営水道 －

多摩の地域では、かつてそれぞれの市で水道事業を行っていましたが、人口の急増や都市化が進み、水源を地下水に頼ることが限界となりました。そのため、市は、東京都が河川などからつくった浄水を購入して、住民に給水することで水道事業を経営してきました（東京都は水道用水供給事業者、市は水道事業者）。

その後、東京都は、一元化計画を策定し、市と協議を行い、市の同意を得たうえで、直接実施するようになり、現在は、東京都が多摩の地域の 26 市町の水道事業を行っています。

－ 自らの考えで都に委託！ －

多摩の自治体では、自らの考えで水道の仕事を東京都に委託しているのに対し、特別区の地域では、各区の意思とは関係なく、水道法による特例で、東京都が水道事業を行っています。このことが、都区制度の特徴の一つです。

都区制度の
特徴だね



COLUMN

他の県では
誰が水道事業を
しているの？

全国的には、市が水道事業を行っているケースが多いのですが、ダムや浄水場の建設には多額のお金が必要となるため、県(水道用水供給事業者)が水源を確保し、市(水道事業者)は県から水を購入して、住民に給水することで水道事業を営するケースも多くみられます(21 府県が水道用水供給事業者)。

また、市の同意を得たうえで県が直接水道事業を行っているケースは、東京都や千葉県(千葉市、船橋市、市川市などの 11 市)、神奈川県(平塚市、鎌倉市、小田原市などの 12 市 6 町)、長野県(長野市、上田市などの 3 市 1 町)の 1 都 3 県があります。

(2) 水道以外の特例

水道のほかにも、市が行うことになっている仕事でありながら、特別区の地域では、法律の特例により東京都が行っているものに、下水道、消防、都市計画(一部分)があります。

▼ 法律等で都が行うこととなっている市の事務の例

市の事務	内容等	根拠法令等
下水道の設置・管理に関する事務	水道の場合と同じような読替えで、都が公共下水道の管理をしています。	下水道法 第 42 条
消防に関する事務	消防の責任は、特別区が連合して負いますが、特別区の地域を一つの市とみなして、都知事が消防の管理をしています。	消防組織法 第 26 条、第 27 条、第 28 条
都市計画決定に関する事務	都市計画の決定の一部を、特例として、都の仕事にしています。	都市計画法 第 87 条の 3 同法施行令 第 46 条

(3) 都と区の仕事の分担

こうした例にみられるように、特別区の地域では、通常の府県と市の仕事の分担とは違う形で、都と特別区が仕事を分担している部分があります。なお、保健所の仕事は、一般的には府県の仕事ですが、特別区の地域では、それぞれの区が行っています。都と特別区の仕事の分担は次のようになっています。

都と区の仕事の分担	
県の仕事	【 都 】 一般の県の仕事と 市の仕事の一部
	保健所の仕事
市の仕事	(都が行う市の仕事) 上水道・下水道・消防・都市計画等
	【特別区】 都が行う市の仕事以外の市の仕事及び保健所の仕事



仕事の分担は今のままでいいの？

水道など市の仕事を、特別区が行うのではなく、特例として都が行っていることは、よく地方自治法の第 281 条の 2 の規定により説明されます。「人口が高度に集中する大都市地域における行政の一体性及び統一性の確保の観点から当該区域を通じて都が一体的に処理することが必要であると認められる」仕事にあたるというのです。

しかし、1998(平成 10)年に新しくできたこの規定には、どのような仕事に適しているのか明らかではありませんし、特例となっている個々の仕事に適していることをはっきりと示すものもありません。

また、12～14 頁でみたような水道法をはじめとする読替え規定などは、1998(平成 10)年よりもずっと以前に定められていましたから、特例の適合性は確認されているわけではありません。

さらに、地方自治法の解説書によると、一体性が必要だというだけで、すぐに都の仕事だと認められるわけではなく、「まずは、特別区相互間で連携し」たりして対応すべきで、どうしても対応できず「必要性がある場合に、はじめて都がとりこむ形で一体的に」仕事をするのだとしています。

この解説書の説明は、まさに、分権時代の自治の指針である基礎的な自治体優先の原則や補完性の原理にかなうものでもあります。

自治制度の変革期を迎えている現在、これまでの経緯で特例となっている一つひとつの仕事について、自治の基礎に立ち返り、自治の原理・原則に照らし合わせて、どのように仕事を分担し、どのようなかたちで行うべきか、再検討の時期にきているのではないのでしょうか。

特別区内の道路延長

区道	都管理道路	自動車専用道路	国道	公道合計
(89.3%) 10,725,729m	(7.5%) 899,642 m	(1.8%) 217,140 m	(1.4%) 170,363 m	(100.0%) 12,012,874 m

2023(令和 5)年 4 月 1 日現在

約 89%を占める身近な区道の下には、水道管や下水管が埋まっているよ。水道が区の仕事だったら、区役所で引っ越しの手続きと水道開始の手続きが済ませられるんだけどなあ…。



その4. 国勢調査票の区名記入欄は？

新築マンションに引っ越してきた歩くん一家のところに、横浜市に住んでいるお姉さんが訪ねてきました。歩くんが採用試験を受けようとしている特別区のことを話したところ、お姉さんは驚いたような顔をして言いました。

私が住んでいる横浜市の区と、都の区は違うのね。
国勢調査のとき、たしか記入例では、横浜市の区と都の区を書く欄は一緒になっていたけど、同じではないの？



(1) 国勢調査のなかの特別区

お姉さんが疑問に思った調査票の記入例をみてみましょう。たしかに、例示には、渋谷区は横浜市と同じ市の欄ではなく、市の内部にある行政区の港南区と同じ欄に記入するようになっていました。また、この欄の項目の説明に、「東京都区部と政令指定都市の場合は区名まで」と書かれています。

さらに、国勢調査報告書を調べてみると、従業地・通学地による人口集計表の場合、東京都の千代田区から渋谷区に行くように、23区の間での通勤・通学は「自市内他区」の移動となっています。そして、横浜市から東京都の新宿区に行くような移動では、行き先の自治体の名称は「特別区部」になっていて、東京23区が、あたかも行政区のように記されています。

ほかにも、例えば、『世界の統計』（総務省）をみると、アジアの主要都市人口では、横浜市、大阪市、名古屋市とならんで東京都が首都の◎印付であらわされ、その数値は「特別区部」の人口となっています。

どうやら「特別区部」という単位が想定され、これが市と同列になっているようです。23の自治体からなる特別区の地域が、一つのまとまりとして扱われるのはなぜでしょうか？

(2) 「一体性」をめぐって

地方自治法をみると、特別区に関しては、「一体性」「一体的」ということばが出てきて、都の区の特別な性格づけをしています。こうした規定の背景には、特別区の区域は、一つの大都市となっていて、行政の一体性が必要であると、くり返し述べられてきた経緯があります。

特別区部という単位や大都市の一体性の主張にみられるように、23区をひとまとめにする見方が、特別区にはつきまとっているといえましょう。

↓ 国勢調査票の記入例

12 従業地又は通学地
 ・仕事も通学もしている人は、仕事を
 している場所について記入して
 ください
 ・同じ市内の他の区に通勤・通学
 している場合は、他の区・市町村
 (他市区町村)を記入してください
 ・他の区・市町村の場合は
 都道府県・市区町村名も
 書いてください
 ・東京都区市と政令指定都市
 の場合は区名まで

同じ区・市町村	他の区・市町村	同じ区・市町村	他の区・市町村	同じ区・市町村	他の区・市町村
東京都	東京都	東京都	東京都	神奈川県	神奈川県
渋谷区	渋谷区	渋谷区	渋谷区	横浜市	横浜市
渋谷区	渋谷区	渋谷区	渋谷区	港南区	港南区

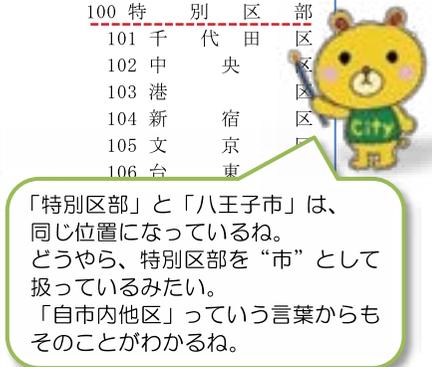
↓ 国勢調査報告書

101 千代田区
 102 中央区
 103 港区
 104 新宿区
 105 文京区
 106 台東区
 107 墨田区
 108 江東区
 109 品川区
 110 目黒区
 111 大田区
 112 世田谷区
 113 渋谷区
 114 中野区
 115 杉並区
 116 豊島区
 117 北区
 118 荒川区
 119 板橋区
 120 練馬区
 121 足立区
 122 葛飾区
 123 江戸川区
 他市区町村で従業・通学
 県内
 201 八王子市
 202 立川市
 203 武蔵野市

100 横浜市
 101 鶴見区
 102 神奈川区
 103 西区
 104 中区
 105 南区
 106 保土ヶ谷区
 107 磯子区
 108 金沢区
 109 港北区
 110 戸塚区
 111 港南区
 112 旭区
 113 緑区
 114 瀬谷区
 115 栄区
 116 泉区
 117 青葉区
 118 都筑区
 他市区町村で従業・通学
 県内
 130 川崎市
 131 川崎市
 132 幸区
 133 中原区

13 東京都
 100 特別区
 101 千代田区
 102 中央区
 103 港区
 104 新宿区
 105 文京区
 106 台東区
 114 中野区
 115 杉並区
 116 豊島区
 117 北区
 118 荒川区
 119 板橋区
 120 練馬区
 121 足立区
 122 葛飾区
 123 江戸川区
 201 八王子市
 202 立川市
 203 武蔵野市

横浜市と同じつくり



↓ アジアの主要都市人口

(単位：1,000人)

国(地域)・調査年・都市	人口	国(地域)・調査年・都市	人口	国(地域)・調査年・都市	人口
アジア		韓国(20) ac		サウジアラビア(10)	
日本(20) ab		◎ソウル	9,618	◎リヤド	5,188
◎東京都(特別区部)	9,733	釜山(プサン)	3,356	ジッダ	3,431
横浜市	3,777	仁川(インチョン)	2,951	メッカ	1,535
大阪市	2,752	大邱(テグ)	2,414	マディーナ	1,100
名古屋市	2,332	大田(テジョン)	1,492	中国(00) a	
札幌市	1,973	光州(クァンジュ)	1,480	◎北京(ペキン)(16) cd	18,796
福岡市	1,612	蔚山(ウルサン)	1,139	上海(シャンハイ)	14,349
川崎市	1,538	タイ(22) acd		重慶(チョンチン)	9,692
神戸市	1,525	◎バンコク	8,421	広州(クワンチョウ)	8,525
京都市	1,464	ナコンラチャシマ	2,473	武漢(ウーハン)	8,313
さいたま市	1,324	サムット・プラカーン	2,189	天津(ティエンチン)	7,499
広島市	1,201	ウズベキスタン(22) ac		深圳(シェンチェン)	7,009
仙台市	1,097	◎タシケント	2,862	東莞(トンクワン)	6,446

※ 表中の◎は、各国の首都を表す。

出典：『世界の統計 2024』総務省(総務省統計局)を加工して作成

(3) 歴史の残像

戦後の新しい自治制度を議論していた1947(昭和22)年の第92回帝国議会の内務大臣答弁資料をみますと(なお、当時、東京の区はまだ22区でした)、

「都の区は22区密接連携し、相互に^{あいかんしょう}相関渉する事項が^{すこぶ}頗る多く、22区の区域は以て従来東京市を構成し、相合して一体をなし[…]

とあります。現在の特別区部がいかに関係するかを端的に述べ、そもそこの区域は東京市であったのだと指摘しています。特別区のイメージには、歴史が深くかかわっているのです。

東京23区の地域を一体とする考えのはじまりは、1922(大正11)年にさかのぼります。このとき、東京の都市計画区域は、東京駅を中心に半径10マイル(約16km)とすると定められ、現在の特別区部とほぼ一致する地域があらわれました。つづく1924(大正13)年には、この都市計画区域を帝都(大東京市)とする方針が示されました。

そして、1932(昭和7)年、この地域と一致するように東京市が拡張されました。1943(昭和18)年に、東京市が廃止になり、戦時下の東京都制に移行してからも、旧東京市の区域はそのまま東京都の区部に引き継がれ、終戦を経て、上記大臣答弁資料にいたるのです。

「特別区部」は、かつて東京市(帝都である大東京市)という一つの制度上のかたちとなり、制度が変わってもその面影を色濃く残し、地方自治法の制定時にも一体性が語られたのでしょう。

(4) 自治体間の新たな関係へ

新たに地方自治法ができ、旧東京市の地域が23の自治体になって以降、東京の大都市圏や生活圏は、人口の増加や経済の成長にともない急速に拡大していきました。社会的実態が変化したにもかかわらず、歴史の残像のように、特別区の地域には、「特別区部」という変則的な取扱いや、一体性を維持する考えが残ってきました。

それに対して、「この一体性という考え方自体を再考すべきではないか」と、特別区の地域(東京大都市地域)における将来の自治のすがたを検討するなかで、特別区制度調査会は提唱しました。これまでの一体性の観念から脱却した後、分権時代にふさわしい新たな自治体間の「対等・協力」関係の構築が必要だとして、基礎自治体連合の構想を提案しています。

連携し連合するには、まずは一度、意識のうえで相互に分離をして、一体性の残像を解消しなければならないのでしょう。

【東京都市計画区域（大東京市構想区域）】



東京駅から
半径約16kmは、
いまの特別区の地域と
ほとんど一致するよ。



「東京市郊外町村編入調査書(第二案)」
【編入区域図】
(東京市文書課[1926(大正 15)年 12 月])
により作成



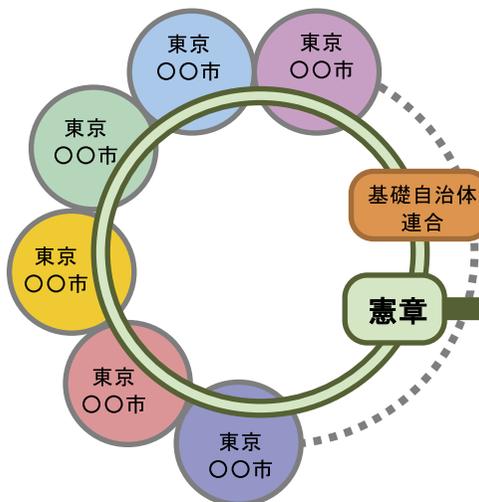
「特別区制度調査会」が提言する新たな自治の仕組み

特別区制度調査会は、特別区の自治に関する調査、研究を行うため、特別区協議会につくられた検討組織です。

2000(平成 12)年実施の都区制度改革後の特別区のあり方について、特別区長会から依頼を受けました。

これまでに、2005(平成 17)年に第一次の報告を、2007(平成 19)年に第二次の報告を出しています。

第二次報告では、地域の実情に合わせた多様な自治を可能にする仕組み「基礎自治体連合」の構想を提案しました。



・憲章は基礎自治体間で協議し、各議会の議決を経て、住民投票による承認を得て成立する。

・「基礎自治体連合」は、「対等・協力」の具体的な内容(事務配分、徴税、財政調整など)を憲章に定める。

特別区制度調査会に関する詳細は、こちらのホームページをご覧ください。
→<https://www.tokyo-23city.or.jp/>

特別区協議会

その5. 区なの？特別区なの？

孫たちの話を聞いていたおばあさんは、1943(昭和 18)年の春に東京の下町から粕壁町かすかへまち(当時)に嫁いだ頃を思い出しました。

わたしが生まれ育ったのは、東京市の深川区だけど、とっても古い区で、父の話では、なんでも東京市のできる前からあった15区の一つだと聞いていたね。わたしが小学校に入った頃は、東京には35の区があってねえ、そうそう、おじいさんのところに嫁いだ年の夏に、東京府と東京市がなくなって東京都になったけど、35区はそのままだったね。戦争が終わって、東京が23区になったことは知っているけど、特別区って聞いたこともないね。どこにあるんだい？



(1) 明治初期からある東京の区

おばあさんの話のように、東京市が誕生する以前の1878(明治11)年、東京府の市街地(ほぼJR山手線の内側)に、15の区が誕生しました。この東京府の区は、公選の区会(議会)を持ち、その後も絶えることなく存続しています。

1889(明治22)年、この15区の地域に東京市ができました。東京が35区になったのは、昭和に入ってからで、1932(昭和7)年、東京市に隣接する82の町村を吸収合併して、新たに20区としてからです。

1943(昭和18)年には東京都の35区となり、そのまま終戦を迎えました。

このように、明治から終戦に至るまで、区はありましたが、特別区というもの、まだありませんでした。

(2) 東京の区は特別区

特別区が誕生したのは、1947(昭和22)年5月3日、日本国憲法の施行と同じ日に施行された地方自治法に、「都の区は、これを特別区という」と定められたときです。この年、23区になった東京の区は、市と同じく、公選の議会と公選の長をもつ基礎的な自治体になりました。

この地方自治法の定め方には、都には区があることが前提にあり、東京の区の歴史的な由来を再現する意味があります。同時に、東京の区に市と同格の自治体の性格を与える意味で考慮された表現といえます。

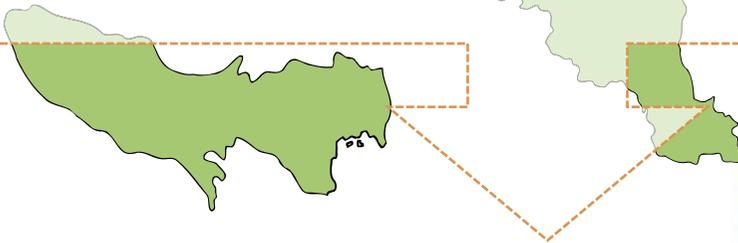
また、自治体の名称は、従来の名称によることになっています。その従来の名称には市、区、町村の文字を含むとされています。このように、都の区は、〇〇区と呼ばれ、〇〇特別区と呼ばれることがないのです。

東京・京都・大阪の区

日本の統一的な地方制度に「区」が登場したのは、1878(明治 11)年の「郡区町村編制法」により、人口が密集した市街地に 38 の区が設置されたのが始まりです。そのとき、東京 15 区、京都 2 区、大阪 4 区と、市街地が広い三府だけに、複数の区が誕生しました。

その後、市制や都制の時代をへるなかで、市域の拡張などに伴い、終戦時には東京 35 区、京都 7 区、大阪 22 区となっていました。

そして、誕生から地方自治法施行までの 69 年間、途切れることなく、公選の区会が続いてきたのは、東京の区だけでした。



詳しい区の
歴史は
25 頁をみてね

なぜ、東京の区だけ特別なの？

1947(昭和 22)年 3 月、貴族院の地方自治法案に関する特別委員会の審議で、**宮澤俊義委員**と政府委員である**林敬三内務省地方局長**、**鈴木俊一行政課長**の間で、次の趣旨の質疑応答が行われています。

都の区だけ、特別区として特別扱いをして、それ以外の従来の市制第六条の市の区について特別区としないのはおかしいという趣旨の**宮澤委員**の質問に対し、**鈴木政府委員**は、東京の区は法人であり、京都、大阪の区も法人である。しかし、京都、大阪の区は、実質上は、横浜、神戸、名古屋の行政区と全く同じとなっている。ところが東京都の区は、「法律的にも実質上にも、矢張り法人区の実を備へて居る」、その上、東京都制最後の改正によって、「財政権、課税権、起債権等も与へられ」るなど、「都の区だけは、事実他の市に於けると同様な実情にございますので」と答弁しています。

さらに、元来、府と市の二重性を止めて一元化するという理由で都制ができたのに「東京の区の自治権を拡大して自治団体たる性格を強めると云うことは」少し矛盾があるという**宮澤委員**の再質問に、**林政府委員**は、東京の区は、特に大阪、京都の区の場合と「非常に違つて、色々議決機関も昔から持つて居りますし、殊に最近是が強力になつて参つて居りますから、[…]一つの独立の自治体と申しますか、それに近い形になつて参りますので、之を此の度市町村と同じ立場」としたのだと答弁しています。

(第 92 回帝国議会貴族院特別委員会の質疑応答より)

(3) 特別な区のあゆみ

特別区を定めたとき、あわせて地方自治法では、自治体に「普通」と「特別」の二つの区分を設け、市を「普通」としたのに対し、市と同じ性格の特別区と、市よりも自治権の強力な特別市の両方を「特別」に分類しました。

一方、特別区となった東京の区とともに特別な歴史をあゆみ、特別区を包括するという特別な性格を共有する東京都は、府県と同じ「普通」に分類されています。

市と同じ性格の自治体になったはずの特別区は、1952(昭和 27)年、自治の後退という特別な事態に遭遇します。区長の公選が廃止され、公選の議会と選任による長からなる団体になり、憲法上の自治体に該当しなくなりました。

このとき、「普通」で広域の自治体である東京都が、特別区の区域では、同時に基礎的な自治体でもあるという、特別市のような、特別な一層制の状態になりましたが、東京都は「普通」の分類のままでした。

ここからはじまった、特別区の四半世紀におよぶ復権を求める運動を経て、1975(昭和 50)年、区長公選制の復活により、ようやく特別区は実質的にもとの基礎的な自治体にもどりました。しかし、基礎的な自治体であると地方自治法に明記されるには、1998(平成 10)年まで待たなければなりませんでした。戦後の民主改革から半世紀にもおよぶ長い復権運動となりました。

なお、特別区とともに誕生した特別市は、実現されないまま、1956(昭和 31)年に廃止され、政令指定都市の制度ができました。

※ 復権運動を含む特別区の自治権拡充運動については、この冊子の姉妹編『東京 23 区のおいたち』(特別区協議会)をご覧ください。

(4) 縮小しない特別区の地域

こうした特別な途をたどってきた特別区には、今なお、市と異なる特別な制度が残されています。それは、自治体間の廃置分合に関する特例です。特別区同士が合併しても、特別区が市と合併しても市にはなれません。

つまり、旧東京市の市域にあたる特別区の地域は、拡大することがあっても、縮小することがないのです。

ここにも東京市の残像があらわれているのでしょうか。



◆ 自治体の分類イメージ ◆

1947(昭和 22)年

	基礎	広域(包括)
普通	市 町 村	都 道 府 県
特別	特 別 市 特 別 区	

都も特別の区分に入る？

「...東京都は普通地方団体、北海道も普通地方団体で、特別市、或は都の区と云ふものは特別地方団体と云ふのは、どうも標準がをかしいやうに思ふのでありますが、其の分類は理論的には甚だをかしいが、立法技術的にも、果して必要であるかどうか、...」

(第 92 回帝国議会貴族院・質問：宮澤俊義)

1952(昭和 27)年

	基礎	広域(包括)
普通	市 町 村	道 府 県
特別	都 特 別 市	

「...普通地方公共団体の場合都道府県と市町村の二層制を採るのに対して、特別市は都道府県と市の合体した一層制となるから特別地方公共団体に入れたと説明されていた。もしもそうであれば、昭和 27 年の地方自治法改正により、特別区が自治権を否定されて都の内部組織に形を変えられたとき、特別区の存する主要部分が一層制となった東京都は同時に特別地方公共団体に移されるべきであった。」

(『逐条研究地方自治法 I』)

1956(昭和 31)年

	基礎	広域(包括)
普通	市 町 村	道 府 県
特別	都 特 別 市	

基礎であり広域でもある特別市

「わが国の領土はいずれかの市町村に属し、市町村はいずれかの都道府県に包括される(法五)ことが本来の建前であるが、特別市のみは、都道府県の区域の外に立ち、従って包括されない。[...]」

特別市が都道府県の区域外に立つ結果、国との関係においては、都道府県を媒介とせずに、都道府県と同様の立場において直結する。実質的には、この意味においても一その権能についてはいうまでもない一特別市の成立は、都道府県の新設と考えられるわけであり、一これが正しいかは別として一同時に、特別区の区域を包括する都道府県⁽³⁾の分割一多くの場合は二分割一といわれるゆえんである。」

(『逐条地方自治法』1953 年)

1998(平成 10)年

	基礎	広域(包括)
普通	市 町 村	都 道 府 県
特別	特 別 区	

※上の図は、自治体を地方自治法上の4つの分類によって図式化したものです。



おわりに



これまで、歩くんの家族といっしょに、特別区のふしぎをたどってきました。みなさんもこうしたふしぎを感じたことはありますか？

特別区は、市と同じ自治体です。自治体としてあらわれているかたちに違いはありません。でも、自治のかたち、自治のありかたのなかに、特別なところがみられます。特別区間の連携や税財政や仕事の面から、市との違いを調べたところですよ。

さらに、特別区の地域には一体性という考え方が主張されたり、特別区の名称自体が特別な規定になっています。こうした違いのもとには、歴史的な沿革がありますし、歴史的な残像といえる東京市が見え隠れしていることもありそうです。

その後、歩くんは、特別区の採用試験に合格しました。これからは、特別区の職員として、特別区に住む地域の人たちといっしょになって、東京大都市地域の新しい自治のかたちをつくっていきましょう。

これで、おしまいです。
ご案内は、とくべつクマ[®]でした。
わずかながら、おまけを用意しました。



★おまけ：その1★ 一体性をめぐるさまざまな議論

- ・「都の行政執行の一体性を失はざるやう」
- ・「都と特別区の一体的関係」
- ・「都及び特別区間並びに特別区相互間の事務処理の一体化」
- ・「大都市行政の一体性の確保」
- ・「東京における地方制度については、大都市として一体的に処理することを必要とする機能は都が処理することとし」
- ・「特別区 23 区を通じての一體的な事務」
- ・「大都市としての一体性」「大都市行政の一体性」

(第 90 回帝国議会・地方制度改正関係答弁資料，第 13 回国会・衆議院地方行政委員会における提案理由説明，第 15 次地方制度調査会「特別区制度の改革に関する答申」，第 72 回国会・衆議院地方行政委員会における答弁より)

★おまけ：その2★ 都区制度は東京の特例？

・「…都及び特別区の制度は、法制上はあくまでも一般的な制度として規定されているが、現実には東京にだけ適用されている制度となっている。東京は日本の首都機能を担っていること等から、他の大都市地域を相当上回る規模で人口の高度な集積がみられる。これに対応するため、都及び特別区よりなる特別な大都市の制度が設けられているわけである。」
（『新版 逐条地方自治法〈第9次改訂版〉』2017(平成29)年）

・「東京の区は、これを特別区とし、原則として市と同一の権限を有せしめることとした」
・「東京の区は、〔…〕これに市と同一の権能を与えることは、何等支障なきのみならず、住民自治の本旨に合致するものとする。」
（第92回帝国議会・内務大臣答弁資料より）

★おまけ：その3★ 「東京の区」の変遷

1878(明治11)年11月、初めての統一的な地方制度である「郡区町村編制法」により、東京府の市街地に15区が誕生し、翌年1月公選の議会が開設されて、東京の15区は不完全ながらも自治体として歩みはじめます。

1888(明治21)年4月、「市制町村制」の公布で、市町村を基礎とする自治制度が始まり、三府以外にあった区は市となりましたが、市街地を区分して複数の区がある三府(東京・京都・大阪)には特例(市制特例)が設けられました。

東京では、15区を市域とする東京市が発足しますが、市制特例により、従来の区がそのまま存続し、東京市の実態は事実上東京府が兼ねるものでした。

1898(明治31)年6月、市制特例が撤廃されますが、市制第3条に、東京・京都・大阪の三市には「従来ノ区ヲ存ス」規定が追加されます。また、同年9月には、「従来ノ区会ハ之ヲ存シ」、公選の区会議員を市の名誉職とする勅令が出されました。

1911(明治44)年4月、市町村の法人格が明記され、事務の規定を整備する等の全面改正が行われます。東京・京都・大阪の三市は、この改正市制第6条による勅令で指定する市となり、その区は市町村に準じた法人であることが明記されました。

1943(昭和18)年6月、「東京都制」の公布により、東京府の区域に国家的性格の帝都たる東京都が誕生します。帝都の下級組織となった東京の区市町村は、市制や町村制ではなく、東京都制で規定されることとなります。そして、東京の区は、法人とされ、従来の東京市の区の区域と名称を引き継ぎ、公選による区会を必置機関とすることなどが定められました。

敗戦後の1946(昭和21)年9月、東京都制最後の改正により、都の区には、市町村に準じた自治権能の拡充が行われ、区長の公選制が採用されました。

東京の区は、このような変遷をへて、新設の地方自治法に引き継がれました。

◆ 以下の文献を引用に使用しました

『改正地方制度資料 第二部』内務省，1947(昭和22)年

長野 士郎『逐条地方自治法』学陽書房，1953(昭和28)年

佐藤 ^{あつし} 竺『逐条研究地方自治法 I』敬文堂，2000(平成12)年

松本 英昭『新版 逐条地方自治法〈第9次改訂版〉』学陽書房，2017(平成29)年





◆特別区の基礎を知ろう 姉妹編の紹介◆

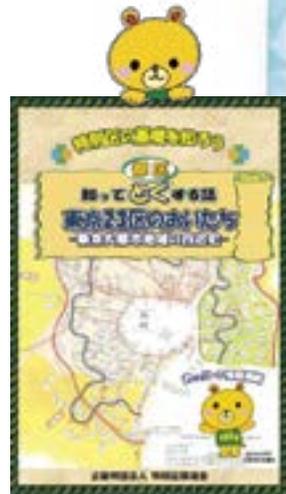
知ってとく(都区)する話 東京 23 区のおいたち

— 東京大都市地域の自治史 —

明治を起点に、特別区が自治の拡充に向けて歩んできたこれまでの経緯をわかりやすく編集しています。

朱引図^{しゅびきず}や東京坊間五十区図^{ほうかん}などの貴重な地図をたくさん掲載しており、東京 23 区の制度と地域の移り変わりを知ることができます。

このほか、大森^{わたる} 彌 監修・特別区協議会編『東京 23 区自治権拡充運動と「首都行政制度の構想」』日本評論社、2010(平成 22)年をみると、さらにくわしくわかります。



東京 23 区のふしぎ

— 自治のかたちと歴史の残像 —

【発行日】

2012(平成 24)年 3 月 第 1 版

2024(令和 6)年 7 月 第 12 版

【編集発行】

公益財団法人特別区協議会 事業部調査研究課
基本テキストプロジェクト

中原 正淳 中嶋 茂雄

高山 好雄 小野 幸宏 川口優香子

〒102-0072

東京都千代田区飯田橋 3-5-1 東京区政会館 4 階

TEL: 03-5210-9783 / FAX: 03-5210-9873

<https://www.tokyo-23city.or.jp/>

